

知らなきゃ困る!

税理士業務のための

民法改正ハンドブック

—相続法編—

内田久美子 編著

1980年以來となる民法(相続法)大改正施行に向け、
税理士がおさえておくべき改正ポイントを素早く把握!

知らなきゃ困る!

税理士業務のための

民法改正

ハンドブック

—相続法編—

弁護士 内田久美子 [編著]
和田倉門法律事務所 民法研究会 [著]



相続が変わる!
税理士が押さえるべき
ポイントは?

1980年以來となる民法(相続関係)改正。
税理士業務に精通する弁護士が
遺産分割や遺言制度などの要点を
わかりやすく解説。

第一法規

A5判/196頁

定価 本体2,200円+税

『知らなきゃ困る! 税理士業務のための
民法改正ハンドブック~債権法編~』

内田久美子 著

も好評
発売中!

本書の特色

- 税理士の相続申告業務に直結し、
関心が高い遺産分割や遺言制度の見直し
など相続法の改正点を Q&A で解説
- 現行法や改正事項の解説に加え、民法
の判例についても紹介

税理士業務に精通する弁護士
内田久美子氏による解説で
改正の趣旨・要点がよくわかる!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

14

「配偶者に対する持戻しの免除の意思表示の推定規定とは、長期間婚姻をしている夫婦間で行った居住用不動産の贈与等が行われた場合に、贈与等を受けた配偶者を保護するための制度であると聞きました。ところで、相続税法第21条の6も配偶者に対する贈与に対して特別な配慮をした規定ですが、当該規定と上記配偶者に対する持戻し免除の意思表示の推定規定とはどのような関係にあるでしょうか。」

—相続税法第21条の6との関係—

■ 配偶者に対する持戻しの免除の意思表示の推定規定は改正後民法第903条第4項として創設されました。創設の過程において、相続税法第21条の6も参照されており同意旨の規定であるといえます。一方で、対象範囲が異なる点も注意が必要です。

【改正のポイント】

- ① 相続税法第21条の6ですでに税務上実現していた配偶者への特別な配慮が、民法の規定にも取り込まれました。
- ② 一方で、相続税法第21条の6の対象と改正後民法第903条第4項の対象とは異なる点もあります。

解説

1 相続税法第21条の6について
相続税法第21条の6では、婚姻期間が20年以上である配偶者から、

Column
3

特別寄与料請求権の取得者に対する課税は相続税で2割加算

相続人以外の者が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるようになります。この権利を特別寄与料請求権といいます（詳細はQ33～Q34）。特別寄与料は被相続人の債務ではなく、相続開始後の相続人の債務ですので（改正後民法1050条1項）、実際に、この権利を行使し、相続人から金銭を受け取った場合に、特別寄与者及び相続人の課税関係はどうなるでしょうか。

請求権の行使は、①被相続人の親族で、相続人、相続の放棄をした者等に該当しない者が、②被相続人の療養看護その他の労務の提供をしたことにより、③被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときという要件の下で可能となるもの（改正後民法1050条1項）ですから、本来的には労務との対価関係が成立するはずですが、しかしながら、親族間など親しい関係における自発的な行為については、当事者間では費用を含め金銭的な清算をする意思がなく、その点について黙示の合意や費用償還請求権の放棄の意思表示が認められる場合も多いことから、準委任契約、事務管理に基づく費用償還請求、不当利得返還請求といった手段では十分な救済が得られるとは限らないため、相続開始後に「特別寄与料」として相続人に請求することができるものとされたのです（法務省民事局参事官室「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」81頁以下）。そして、特別寄与料については、第1には請求権者と相続人との間の協議によって定めることとし、その協議が調わない、又は協議できないときは、家庭裁判所が、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮し

目次

section1 改正の経緯・趣旨・概要など

- Q1 改正の概要
- Q2 改正の経緯
- Q3 これまでの相続法改正の経緯

section2 配偶者の居住の権利の創設

- Q4 配偶者（長期）居住権① 配偶者（長期）居住権の概要
- Q5 配偶者（長期）居住権② 配偶者居住権の効力
- Q6 配偶者（長期）居住権③ 配偶者居住権の消滅
- Q7 配偶者（長期）居住権④ 配偶者居住権の財産的評価
- Q8 配偶者（長期）居住権⑤ 配偶者（長期）居住権の評価
- Q9 配偶者短期居住権① 配偶者短期居住権の概要
- Q10 配偶者短期居住権② 配偶者短期居住権の効力
- Q11 配偶者短期居住権③ 配偶者居住権の消滅

section3 遺産分割等に関する見直し

- Q12 持戻し免除の意思表示の推定規定の概要
- Q13 具体的事例（推定規定の適用があった場合の計算例）

- Q14 相続税法第21条の6との関係
- Q15 可分債権（特に預貯金債権）の遺産分割における取扱い
- Q16 遺産分割前の預貯金債権の行使
- Q17 家裁による保全処分
- Q18 遺産の一部分割
- Q19 遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

section4 遺言制度に関する見直し

- Q20 自筆証書遺言の方式の緩和
- Q21 自筆証書遺言保管制度
- Q22 遺贈義務者の引渡義務等
- Q23 遺言執行者の権限の明確化① 一般的な権限など
- Q24 遺言執行者の権限の明確化② 特定遺贈、特定財産承継遺言の場合
- Q25 遺言執行者の復任権

section5 遺留分制度の見直し

- Q26 遺留分減殺請求権の効力、法的性質の見直し

- Q27 遺留分の算定方法の見直し
- Q28 遺留分侵害額の算定
- Q29 遺留分侵害額の請求

section6 相続の効力等に関する見直し

- Q30 共同相続における権利の承継の対抗要件
- Q31 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使
- Q32 遺言執行者がいる場合における相続人の行為の効果等

section7 特別の寄与

- Q33 特別の寄与をした被相続人の親族による特別寄与料の支払請求
- Q34 相続人以外の者が被相続人の財産に特別の寄与をした場合

付録

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律施行日の特則及び経過措置

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 税民法改正相続

検索 🔍